

平成27年第1回教育委員会会議議事録

1 開催日時

平成27年1月28日(水) 午後2時00分～午後2時46分

2 開催場所

教育委員会会議室

3 出席者

教育委員	委員長	沖田 道子
	職務代理	小尾 一彦
	委員	瀧本 洋次
	委員	早津 聡子
	教育長	飯田 晴義
事務局	教育部長	森 範康
	学校教育課長	川瀬 康彦
	給食センター所長	坂口 惣一郎
	図書館長	林 隆則
	総務係長	向井 克久
	学校教育係長	守屋 敦史
	社会教育係長	西田 建司
	社会体育係長	國安 弘昭
	学校教育推進員	吉村 泰之

4 議 事

報告第1号 平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について

報告第2号 平成27年度全国学力・学習状況調査への参加について

報告第3号 幕別町中学生海外研修派遣事業研修生の決定について

報告第4号 幕別町高校生海外研修派遣事業研修生の決定について

議案第1号 幕別町いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について

議案第2号 幕別町文化表彰規則の一部を改正する規則

議案第3号 幕別町スポーツ表彰規則の一部を改正する規則

議案第4号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

5 議事概要 次のとおり

沖田委員長 ただ今から、第1回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1会期の決定についてお諮りします。本日一日限りとすることに、ご異議あり

ませんか。

(異議なし)

沖田委員長 会期は本日一日限りと決しました。

次に、日程第2会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、2番早津委員、4番小尾委員を指名いたします。

次に、日程第3前回会議の承認であります。第14回教育委員会会議について、別紙議事録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、第14回教育委員会会議を承認します。

次に、日程第4事務報告について、お願いいたします。

教育部長(森 範康) ございません。

沖田委員長 事務報告がないようですので、次に議件に入ります。

日程第5報告第1号平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について、説明を求めます。

学校教育課長(川瀬 康彦) 報告第1号平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について、ご説明申し上げます。

議案書は1ページ、報告第1号別紙の概要と実施要領をご覧ください。

はじめに別紙の概要2枚目、実施要領について説明いたします。

「1. 調査の目的」についてであります。3項目に分かれて目的が記載されているところでありまして、例年と変わりありません。

次に、「3. 調査の対象とする児童生徒」についてであります。小学校第5学年と中学校第2学年の全児童生徒であります。

次に、「4. 調査事項」であります。実技に関する調査は、小学校調査が握力、上体起こし、50m走など8種目、中学校調査もハンドボール投げなど8種目で、質問紙調査では運動習慣等について問うものであります。

なお、実技調査実施期間は、4月から7月末まで、児童生徒質問紙実施期間は、調査票到着から7月末までの期間に実施することとしております。

次に、1枚目のA3の概要、幕別町の小学校第5学年、中学校第2学年の調査結果であります。

囲み線の、「参加校及び参加人数」についてであります。小学校9校、中学校5校、参加人数は、小学校259人、中学校274人でありました。

次に、「体力・運動能力の概要」についてであります。「1 体格について」につきましても、小学生第5学年は男女ともに全国・全道平均を上回り、肥満傾向も全国出現率を上回っているところですが、女子については、痩身傾向も全国を上回っている状況にあります。中学校第2学年は、男子が身長・体重ともに全国を上回っており、女子は身長で全国・全道平均を上回っておりますが、体重は全国・全道平均を下回っている状況にあります。また、男女ともに肥満傾向は全国・全道出現率を下回っている状況にあります。

次に、「2 体力について」であります。幕別町におけます子どもたちの体力・運動能力につきましても、小学生では概ね全国・全道と同程度であります。特に筋力を試す握力、巧緻性が必要なソフトボール投げについては、男女ともに高い能力が見受けられる結果となっている一方、中学生では、全道平均と同程度であるものの、全国平均に対しては、やや下回る傾向にあることが伺える結果となり、男子では跳躍力が必要な立ち幅とびで全国平均を上回ったものの、全体的には課題が見受けられる結果となりました。

次に、「運動習慣の概要」についてであります。小学校第5学年、中学校第2学年ともに、部活動等に入っている、運動が好きと答えた児童生徒ともに、概ね全国・全道平均を上回る結果となり、運動に対して高い興味を持ち、積極的に取り組む姿勢が見受けられました。

なお、本町では今年度から全国調査の対象となる小学校第5学年及び中学校第2学年以外の学年においても、体力テストを行っており、また、各学校では、子どもたちの経

年変化の状況を記録しつつ、各々の子どもに係ります数値目標を設定しながら、体力向上の取組の充実を目指しているところでもあります。

報告は、以上であります。

沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

瀧本委員 体力向上に向けた、教育委員会の考え方や学校への指示等がございましたら教えてください。

学校教育課長（川瀬 康彦） 体力向上については、全国調査の対象学年以外でも、全学年で取り組むように指示をしております。また、体力向上のために子どもがいつでも取り組むことができるように、立ち幅跳びのラインを体育館にひいたり、握力計をすぐに使えるところに置くように心がけることなどを依頼しているところです。

教育部長（森 範康） 今週の月曜日の校長会議で、教育長の指示事項として、本調査について、学校において児童生徒が自主的に目的を持ち、積極的に取り組むよう教育課程に盛り込むこと、それに伴って、器具についても積極的に整備するように指示したところ です。

瀧本委員 現在は、全ての学校で全ての器具が揃っているわけではないのでしょうか。

学校教育課長（川瀬 康彦） 今年度、学校から不足している器具については聴き取りをして、予算内で対応をしておりますが、器具が少ないものについては、また来年度も予算内で対応をするところでございます。

沖田委員長 他にございませんか。

（ありません）

沖田委員長 報告第1号については、報告のとおりといたします。

次に、日程第6 報告第2号平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査への参加について、説明を求めます。

学校教育課長（川瀬 康彦） 報告第2号平成27年度全国学力・学習状況調査への参加について、ご説明申し上げます。

議案書は2ページであります。

平成19年度から実施しております全国学力・学習状況調査につきましては、平成22年度から、全国の3割の学校を抽出して行うサンプル調査に改められましたが、平成25年度からは、全国学力・学習状況調査が抽出ではなく悉皆調査で実施されており、平成27年度につきましても同様に実施されることになっております。参加対象とする児童生徒につきましては、これまで同様、小学校第6学年と中学校第3学年であります。調査事項は、教科に関する調査と学習意欲等を調べる質問紙調査でありまして、教科については、国語、算数・数学、理科で、調査実施日は、平成27年4月21日であります。

ここで、「4 昨年度調査からの主な変更点」であります。平成27年度調査の教科に関する調査に、国語、算数・数学に加えて理科が実施されることになりました。

理科につきましては、直近では平成24年度に実施されておりますが、3年ぶりに調査を行うものとなりました。

報告は、以上であります。

沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

（ありません）

沖田委員長 質疑なしと認めます。報告第2号については、報告のとおりといたします。

次に、日程第7 報告第3号幕別町中学生海外研修派遣事業研修生の決定について及び日程第8 報告第4号幕別町高校生海外研修派遣事業研修生の決定については関連がありますので一括して説明を求めます。

社会教育係長（西田 建司） 報告第3号幕別町中学生海外研修派遣事業研修生の決定について及び報告第4号幕別町高校生海外研修派遣事業研修生の決定について、一括して説明させていただきます。

議案書の3ページから5ページをご覧ください。海外研修派遣事業は、将来、国際的社會に貢献できる人材を育てることを目的に、町内に住む中学2年生及び高校1年生を対象に行っています。昨年12月に、教育委員会会議に提案させていただきましたとおり、中学生と高校生の海外研修派遣事業要綱を改正し、主に、参加定員と学校卒の取り扱いについて規定いたしました。この規定に基づく、本年度の参加定員につきましては、中

学生が16名、高校生が幕別高校と江陵高校から各1名の2名となり、中学生の学校枠につきましては、幕別中学校2名、糠内中学校1名、札内中学校7名、札内東中学校5名、忠類中学校1名となりました。以上の中学生16名、高校生2名につきまして、各学校を通じて募集を行いましたところ、幕別中学校が2名の配分に対して6名、糠内中学校が1名に対して1名、札内中学校が7名に対して8名、札内東中学校が5名に対して10名、忠類中学校が1名に対して1名、江陵高校が1名に対して1名、幕別高校は1名に対して申込みなしという結果となりました。研修生の選考にあたりましては、教育委員会職員によりまず面接を行い、積極性、協調性、学習性、英語力等について審査を行い、決定した研修生につきましては、議案書3ページにあります中学生16名、5ページにあります高校生1名でありますので、ご覧いただきたいと思います。

なお、研修の日程につきましては、報告第3・4号説明資料をご覧いただきたいと思います。10日間の行程で、3月26日に本町を出発し、帯広空港、羽田空港、成田空港を経て、オーストラリアのシドニー国際空港に到着し、帰国は、4月3日にシドニー国際空港を出発し、4月4日に帰町する予定となっています。オーストラリアでは、メルローズハイスクールにおける学校体験研修の外、視察研修、民泊体験研修を予定しており、研修の引率につきましては、国際交流員のグリーンハウ・スティーブ氏、糠内中学校の千賀厚子教諭、そして社会教育係の松浦佑司主事の3名を予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

瀧本委員 幕別高校から参加者なしということですが、これはもう決定をしなければならない時期かと思うのですが、改めてやはり参加者はいないのでしょうか。

教育部長（森 範康） 募集期間中に幕別高校に行って話をしましたが、その際には1名いるかもしれないという話でしたが、申し込みはいなかったと。そこで私から再度、教頭先生に依頼をしたのですが、結果的に参加者はいなかったということです。

沖田委員長 他にございませんか。

（ありません）

沖田委員長 報告第3号及び報告第4号については、報告のとおりといたします。

次に、日程第9議案第1号幕別町いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について、説明を求めます。

学校教育課長（川瀬 康彦） 議案第1号幕別町いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について、ご説明申し上げます。

議案書は6ページになります。幕別町いじめ防止対策推進委員会条例につきましては、昨年11月26日開催の教育委員会会議において、制定の申し出についてご承認をいただいた後、第4回町議会定例会で当該条例が12月19日に可決され、同日公布、施行されたものであります。

さて、当該推進委員会の委員についてであります。下段に当該条例の抜粋を掲載しておりますが、条例第3条第1項にありますように、委員5人以内をもって組織するものとし、第2項では、委員は、いじめの防止等に関し、専門的な知識及び経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱するものとしております。

ここで、中段の表をご覧ください。はじめに、学校・社会教育に関する知識を有し、児童委員の活動に対する援助及び協力等を任務とする民生委員児童委員及び主任児童委員であります笠松信一氏を、2人目は、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を用いて児童生徒の相談に応じるとともに、関係機関とのネットワークを活用して、問題を抱える児童生徒への支援等を任務とするスクールソーシャルワーカーであります西尾峰明氏を、3人目は、児童・生徒の不登校や、校内・学内での種々の問題行動などの対応に当たって、専門的な心理学知識や心理援助知識を有し、心理相談業務に従事することを任務とするスクールカウンセラーであります茂木裕子氏を、4人目は、現在、社会教育委員であり、かつ、委員長の職にあります岩谷史人氏を、また、5人目は、行政機関等の業務に関する苦情の相談業務等に従事し、法律等に関す

る専門知識を有する行政相談委員であります松本茂敏氏の以上、5人の方を委嘱しようとするものであります。

なお、任期は2年間、平成27年2月1日から平成29年1月31日までとするものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

沖田委員長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、議案第1号については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10議案第2号幕別町文化表彰規則の一部を改正する規則について、説明を求めます。

社会教育係長（西田 建司） 議案第2号幕別町文化表彰規則の一部を改正する規則について、提案の理由を説明させていただきます。

議案書7ページ、説明資料としてお配りしています、A4版の規則の新旧対照表と、A3版の表彰規定の改正についてを、ご覧いただきたいと思います。この度の改正は、規則を運用している中で生じてきた不備を改めるとともに、規則とは別に内規として定めておりました選考基準を規則内に含めて規定しようとするものであります。

それでは、はじめに主な改正点について説明させていただきます。説明資料のA3版の表彰規定の改正をご覧ください。

左側の欄は、現行の規則と内規であります選考基準を記載しております。右側の欄は、選考基準を含めた改正規則になります。

まず、表彰の区分ですが、文化賞、文化奨励賞、少年文化奨励賞の3区分でありましたものを、少年文化奨励賞をなくし、文化賞と文化奨励賞の2区分といたしました。これまで、高校生以上と小中学生、つまり年齢により区分しておりましたが、20年以上の活動の功労が顕著なもの、高校生を対象とした文化行事等で実績が顕著なものが同じ賞でいいのかという意見や、中学生と高校生の扱いが不平等であるなどの問題がありましたことから、表彰の区分としては、これまでの年齢による区分を改め、文化行事等の対象者の範囲によって区分しようとするものであり、年齢制限のないものを文化賞、年齢制限のあるものを文化奨励賞とするものであります。

それでは、上から順に、主にアンダーラインの部分について説明いたします。

右側の新規則の条文を主にご覧ください。まず、文化賞ですが、大きく2つに区分されます。

1つは、第2条第1項において、文化の向上推進の活動、研究をした個人、団体を対象としており、その期間を20年以上続けているとしております。

2つには、第2項で、公益財団法人等が主催するなどの文化行事の展覧会等で優秀な成績を収めたものとしております。第1号では、国際規模の規定がなかったことから、新たに加えるものであります。第2号では、全国規模の対象を「6位以内」とあるものを「上位8位以内」とするもので、これは、後ほど、議案第3号のスポーツ表彰規則の改正に関連してきますが、スポーツでは上位8位までを入賞としていますことから、これに合わせようとしたものであります。第3号では、全道規模の対象になりますが、「最優秀賞」と表現していましたものを「最高位の成績」に改めるものであります。第4号では、第1号から第3号に当てはまらないが表彰するに値するものを対象としようとするものであります。

次に、文化奨励賞についてです。こちらも、大きく2つに区分されます。

1つは、第3条第1項において、文化の向上推進の活動、研究をしている個人、団体を対象としており、その期間を10年以上続けているとしております。

2つには、第2項で、公益財団法人等が主催するなどの、文化行事の展覧会等のうち、小学生や中学生、高校生などの特定の年齢条件のある文化行事等で優秀な成績を収めたものとしております。第1号では、国際規模の規定がなかったことから、新たに加えるものであります。第2号では、全国規模の対象を「6位以内」とあるものを「上位8位以内」とするものであります。第3号では、全道規模の対象を「3位以内」とあるものを「上位3位相当に入賞」とするものであります。第4号では、これまで内規でひとまとめとしておりました全十勝と東北海道を分けて規定したものであります。第5号では、全十勝規模の対象になりますが、「最優秀賞」と表現していましたものを「最高位の成績」に改めるものであります。第6号では、第1号から第5号に当てはまらないが表彰するに値するものを対象としようとするものであります。

次に、表彰の制限についてです。これは、それぞれの表彰区分において、同一の表彰を重複して受賞することができないとしておりますが、例外規定として設けているものであり、新たな年度であれば、受賞の対象となるものを規定したものであります。その中で、第2号では、これまで団体の登録者のおおむね半数以上が違う場合に限り、受賞の対象としてきましたが、登録者が1人でも違えば対象にしようとするものであります。第3号では、個人で表彰された者を団体の受賞の対象とする規定がなかったことから新たに加えるものであります。第5号では、これまで、十勝大会や全道大会で受賞した者は、全国大会で優勝か大会新記録を収めた場合のみ、再度、受賞の対象とすることができたものを、成績区分が上位の区分に該当した場合も受賞の対象としようとするものです。例えば、小学生の時に文化奨励賞の第5号に該当して受賞していた者が、中学生になった時に文化賞奨励賞の第3号に該当した場合には、受賞の対象とするもので、奨励という意味において、これまでよりも優秀な成績に対しても表彰しようとするものです。

以上が表彰区分等に関する改正になります。

続きまして、説明資料のA4版の新旧対照表をご覧くださいと思います。

第2条、第3条は、ただ今説明した部分になります。

第5条をご覧くださいと思います。表彰の方法になりますが、これまで、表彰の方法についての規定がなく、内部で取扱いとしていたものを、明確にしようとするものであります。第1号で、個人には、表彰状とメダルを授与するとし、第2号で、団体には、表彰状と盾のほかに、メダルを授与するとし、メダルについては、幕別町に居住する者に限りの授与するものであります。

次に、第6条は先ほど説明した部分になります。

第7条は、表彰候補者の推薦になりますが、個人と団体の対象を明確にしようとするものであります。第1号では、個人について規定し、「幕別町に居住し、または居住していた個人」とし、幕別町内でない団体で登録されている者についても含めるとしてあります。第2号では、団体について規定し、「幕別町で主たる活動を行う団体」としてあります。第3号では、「その他、教育長が特に認めるもの」としており、第1号及び第2号以外の想定されないケースにも対応できるようにしようとするものであります。

議案書7ページの幕別町文化規則の一部を改正する規則をご覧くださいと思います。改正の内容につきましては説明させていただきましたとおりになりますが、これ以外に、条文の削除等による表現を改めるとともに、文言の整理をするものであります。

9ページの附則をご覧くださいと思いますが、1として、この規則の施行は平成27年2月1日からとするものであります。2として、経過措置ですが、第6条の表彰の制限の考え方を継続するため、改正前の規則により受けた表彰は、改正後の表彰を受けたものとみなすとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

沖田委員長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、議案第2号については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11議案第3号幕別町スポーツ表彰規則の一部を改正する規則について、説明を求めます。

社会教育係長（西田 建司） 議案第3号幕別町スポーツ表彰規則の一部を改正する規則について、提案の理由を説明させていただきます。

議案書10ページの、説明資料としてお配りしていますA4版の規則の新旧対照表と、A3版の表彰規定の改正の2枚目をご覧くださいと思います。この度の改正は、先ほどの文化表彰規則と同様に、規則を運用している中で生じてきた不備を改めるとともに、規則とは別に内規として定めておりました選考基準を規則内に含めて規定しようとするものであります。

それでは、はじめに主な改正点について説明させていただきます。説明資料のA3版の表彰規定の改正をご覧ください。改正の理由につきましては、先ほどの文化表彰と同様の考えによる部分については、説明を省略させていただきますと思います。

それでは、説明資料のA3版の表彰規定の改正の2枚目をご覧ください。まず、表彰の区分ですが、スポーツ賞、スポーツ奨励賞、ジュニアスポーツ奨励賞の3区分でありましたものを、ジュニアスポーツ奨励賞をなくし、スポーツ賞とスポーツ奨励賞の2区分といたしました。年齢制限のないものをスポーツ賞、年齢制限のあるものをスポーツ奨励賞とするものであります。

右側の新規則の条文を主にご覧ください。まず、スポーツ賞ですが、表彰基準は文化表彰と同様の考えになり、大きく2つに区分されます。

1つは、第2条第1項で、公益性を有する団体が主催するなどの、スポーツ競技大会で優秀な成績を収めたものとしております。

2つには、第2項で、地域、団体の普及及びレクリエーションの健全な普及発展の指導的役割を果たした個人、団体を対象としており、その期間を20年以上続けているとしております。

次に、スポーツ奨励賞についてです。こちらは、第3条において、公益性を有する団体が主催するなどの、スポーツ競技大会のうち、小学生や中学生、高校生などの特定の年齢条件のあるスポーツ競技大会等で優秀な成績を収めたものとしております。なお、第5号では、改正前のジュニアスポーツ奨励賞の選考基準の3つ目になりますが、全十勝の大会での取り扱いで、これまで対象としてきた「大会記録で準優勝」と「中体連のみ団体優勝」の考え方を改め、「優勝か全道大会に繋がる大会で準優勝」に統一いたしました。

次に、表彰の制限についてです。これも、文化表彰と同様の考えにより重複受賞の例外を規定しております。

以上が表彰区分等に関する改正になります。

続きまして、説明資料のA4番の新旧対照表をご覧くださいと思いますが、第5条の表彰の方法、第7条の表彰候補者の推薦については、文化表彰と同様となります。

議案書10ページの幕別町スポーツ規則の一部を改正する規則をご覧くださいと思いますが、これにつきましても、文化表彰と同様の考えによる改正となります。

規則の施行は平成27年2月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
沖田委員長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

沖田委員長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、議案第3号については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12議案第4号要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定については、プライバシー保護のため秘密会といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

沖田委員長 異議なしと認め、秘密会といたします。

沖田委員長 秘密会を解きます。

他に何かございませんか。

学校教育課長(川瀬 康彦) 町立わかば幼稚園に係る子ども子育て支援新制度への移行に伴います、現在の状況についてお知らせいたします。

別添のその他資料をご覧ください。この資料は、平成27年度に町立わかば幼稚園に入園いたします園児の保護者に対して、説明会の案内文書に添付しておりますとともに、現在、パブリックコメントに掲載しているものであります。

子ども・子育て支援新制度につきましては、平成24年8月に成立した国の子ども・子育て支援法ほか、子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進し、少子化や待機児童問題などの子育てをめぐる様々な課題を解決するための新しい子育て支援のしくみを確立するため、平成27年4月から制度が実施されるところであります。

大変申し訳ありませんが、新制度の内容につきましては、後ほど、町の広報やホームページでご確認いただきますようお願いいたします。

現在、町長部局において、保育所等を含めました中で、新制度実施に向けての準備を進めておりますが、町立わかば幼稚園につきましても、町立施設の整合性を図る観点から、新制度へ移行することとしたところで、新制度への移行にあたりまして、保育料は、世帯の所得に応じた応能負担が原則となります。

よって、現在、一律7,000円としている保育料を、新制度においては、この資料の「1保育料」の表にありますとおり、国の基準及び町の定めた1号認定基準に応じ、所得に応じた5階層に分けたところでありますが、わかば幼稚園では、保護者の負担等を考慮し、当分の間、この表の一番右の欄にあるとおり、現行の保育料と同水準となるよう設定する予定であります。また、多子世帯の軽減、低所得世帯等の減免についても、国の基準に鑑み、設定する予定であります。

本内容につきましては、既に来年度入園児の保護者に通知しているほか、1月23日から2月23日までの間で、パブリックコメントにより、町民の皆様からご意見をいただくこととしております。

さらに、来月16日と18日に保護者を含めました町民の方への説明会の開催を予定しているところであります。

なお、これらを踏まえ、来月開催されます本教育委員会会議におきまして、本保育料の改定を含めました幕別町立幼稚園設置条例の改正に係ります申し出についてご審議をいただく予定でありますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

沖田委員長 何かご質問ございますか。

早津委員 預かり保育は今まで無料だったのが、有料になるということでしょうか。

学校教育課長(川瀬 康彦) 早津委員のご指摘のとおり、今まで徴収していなかったところですが、新制度移行に伴いまして保育所等含めて検討した結果、1時間当たり200円徴収することを予定しております。

沖田委員長 利用者負担額というのは町の保育所でこの金額ということでしょうか。

学校教育課長（川瀬 康彦） これは、1号認定の幼稚園の部分になりますが、来月の教育委員会会議で資料をお渡しして説明をする予定です。

沖田委員長 最終的には利用者負担額に近づいていくということでしょうか。

教育部長（森 範康） 保育所の2号、3号認定については、8階層13区分で設定をする予定です。課長の説明の中で、当分の間、現行と同水準とありましたが、町で策定している子ども・子育て支援計画の中で、幕別中央保育所とわかば幼稚園を認定こども園に移行する計画がありますので、認定こども園が開設されるまでを当分の間と考えております。

沖田委員長 他にございませんか。

（ありません）

沖田委員長 以上をもちまして、本日の日程の全てが終了いたしましたので、第1回教育委員会会議を閉じます。